

サッカー J2 リーグ祝開幕戦！ FC 町田ゼルビアとセレッソ大阪サポーター歓迎



町田駅⇄町田市立陸上競技場 往復

増便決定！



町田駅とサッカースタジアムを結ぶ特別運行バス

『直行まち☆スタ号』

出発日 2016年2月28日(日)

- ☆ホームタウングッズ付
- ☆バスに座って会場へ楽々
- 協力：町田市
- 町田市観光コンベンション協会
- FC 町田ゼルビア

- 募集人員 先着 165名
- 最少催行人員 40名
- 予約締切 2月27日 17:00
- 空席があれば当日受付あり

旅行代金 お一人様 大人 1,000円 小学生以下 800円

代金に含まれるもの：往復バス代、グッズ、消費税。補助席を使用する場合がございます。バスの座席を必要としない2才児以下は無料
代金は当日受付時に集金いたします。観戦チケットは含まれません。添乗員は集合場所にて受付をバスには乗車しないことがあります。
全便禁煙です。走行中のシートベルトの装着にご協力下さい。ご予約をされている場合での出発時間にお越しにならない際はバスを出発させていただきます。

往路 A コース【早めに出発】11:15 受付集合 (11:30 出発)

往路時間どちらか選択！空席お問い合わせください。

★受付場所

「109 マチダ」前

(JR 町田駅前

原町田大通り) →バス約 30分→町田市立陸上競技場→バス約 30分→原町田大通り
各コース出発

往路 B コース【ゆっくり出発】12:30 受付集合 (12:45 出発)

(試合観戦) 14:00 キックオフ

(JR 町田駅前

復路 C コース【帰路】試合終了後 20 分後集合

復路時間どちらか選択！空席お問い合わせください。

復路 E コース【帰路】試合終了後 17:15 集合



お申し込み先：募集型企画旅行・主催実施

東京都知事登録旅行業第 3-5952 総合旅行業務取扱管理者：牧野 正 実施区域：町田市

本社営業所：〒194-0021 東京都町田市中町 2-6-11

営業時間 平日 9:15~18:00



ご予約は電話又は FAX、Eメールにて。

電話 042-727-2977 FAX 042-729-4159

住所・お名前・年齢・電話番号をお伝えください。

Eメール info@towntours.co.jp

お名前	年齢	電話番号	ご住所	往路	復路
				A・B	C・E
				A・B	C・E
				A・B	C・E
				A・B	C・E

お申し込みフォーム→FAX042-729-4159

※行先の町田市立陸上競技場は、東京都町田市野津田町 2035 番地にある FC 町田ゼルビアのホームスタジアムです。

国内募集型企画旅行条件書【直行まちスタ号】

本条件書は、当社（株式会社タウンツアーズ）が主催する直行まちスタ号において、旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面となります。

1. 旅行のお申し込み、契約の成立

所定の申し込み書に所定の事項を記入して提出いただき当社が予約を承諾した時に旅行契約は成立します。電話による申し込みの場合は当社が予約を承諾した時に旅行契約は成立します。

2. 旅行代金について

旅行代金は旅行出発当日の開始前にお支払いいただきます。
子ども代金は3歳以上の幼児から小学生の方に適用します。

3. 確定日程表

確定した運輸機関名及び食事がある場合はその食事場所名、また集合場所を記した確定日程表を旅行の開始当日までに交付します。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に記載されている運輸機関の運賃、食事がある場合は食事代、観光における入場料及び諸税が含まれています。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれていません。例として飲み物、個人的諸費用など。

6. 旅行契約内容及び旅行代金の変更

当社は天災地変・戦乱・運送機関における争議行為・官公署の命令・その他当社で管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更する場合があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。

7. お客様による旅行契約の解除（取消料）

区 分	取 消 料
イ. 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
ロ. 旅行開始当日に解除する場合（ハに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%
ハ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

8. 当社の責任及び免責

当社はお客様に損害を与えたときは、損害を賠償します。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円。但し、次の場合は責任を負いません。天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関の事故もしくは火災・運送機関の遅延・不通又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止・官公署の命令・伝染病による隔離・自由行動中の事故・食中毒・盗難等。

9. お客様の責任

当社はおお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様から損害賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面（旅行条件書）に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載されたサービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社にその旨を申し出なければなりません。

10. 特別補償

当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害について、特別補償規定により以下の補償金または見舞金を支払います。

旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）を支払います。

11. 最少催行人員

パンフレットに記載された最少催行人員に満たない場合は、旅行の実施を取り止める場合があります。この場合は、日帰り旅行においては旅行開始日の4日前までに通知します。

12. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する金額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約についての変更補償料金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

13. 旅行条件の基準日

ご旅行条件・ご旅行代金は平成28年2月12日を基準としております。但し、公示されている運輸機関の運賃改定等があった場合、旅行代金に変更になる事があります。

14. この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

◎旅行申込の際の個人情報について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、今後の旅行のご案内に利用させていただくことがあります。その他の利用はございません。